

少年院教育の実態と課題について

阿部千紘

1. はじめに
2. 少年院教育の歴史
3. 通常の学校教育との比較
4. おわりに

1. はじめに

矯正院法は少年法と同時期の大正 11 年 4 月に公布され、大正 11 年 12 月には最初の矯正院として東京に多摩少年院、大坂に浪速少年院が設立された。そこから約 100 年の間で、少年院はどのような変化をとげてきたのだろうか。私は多摩少年院への見学を通じ、少年院教育の実態を垣間見たが決して良いイメージだけではないと感じた。しかし、厳しい規則や閉鎖的な環境の中でも、指導員の工夫で少年と個々でやり取りするノートなど、少年との意思疎通を図ろうとしている部分もあった。それは少年院や指導員の裁量によって異なってくることもあり、その対応や処置によっても再犯率にも繋がってくるのではないだろうかとも考えた。そこで、少年院教育について、通常の学校教育との比較、例えば少年院教育の私語禁止の規則などと観点を絞り、また、100 年間の変遷などについて調べ、少年院教育の課題や問題点について検討していく所存である。

2. 少年院教育の歴史

前述のように、少年院設立から 1 世紀ほどの長い歴史がある。我が国最初の少年法は大正 11 年 4 月に公布され、翌 12 年 1 月から公布された。この少年法は、刑罰法令に触れる行為をし又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 18 歳未満の少年に対し、寺院、教会、保護団体又は適切な者に委託すること、少年保護司の観察に付すること、感化院に送致すること、矯正院に送致することなどの 9 種類の保護処分をすることが出来ることとし、少年審判のための少年審判所を設けることとした。少年審判所から送致される少年を収容する国立の施設について規定した矯正院法も少年法と同時に公布され、前述の少年院が設立された。少年法は画期的な法律であったが、当初における施工区域は限られており、東京、神奈川、大阪、京都、兵庫の 3 府 2 県であった。昭和 9 年には愛知、三重、岐阜にも施行されることとなったが、全面的に施行されるに至ったのは 17 年に入ってからであった。

現行の少年法が公布されたのは昭和 23 年 7 月で、翌 24 年 1 月から施行された。少年法

とともに少年院法が施行されたことに伴い、矯正院法は廃止され、少年院として初等、中等、特別及び医療少年院を設置した。現行少年法と旧少年院法との大まかな違いは大きく三つあり、一つは少年の年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げたことである。二つ目は家庭裁判所を設け、少年に対する刑事処分を科するか、保護処分に付するか、保護処分に付するとしていかなる保護処分に付するかなどの決定を、家庭裁判所に行なわせることとしたこと、三つ目は旧法では施設そのものの分離は規定していなかったが、現行法では性別により分離することが規定されていることだ。これらから、現行の旧少年院法は全面的に改正され、少年院・少年鑑別所の機能を十分に発揮できるような法的基盤整備を図ったものであるということが言える。少年院の数は少年院法がスタートする時点では25施設になり、さらに新設や廃止が繰り返されて、昭和46年には63施設が存在していた。その後、老朽施設の廃止や移転等の措置により、現在は分院を含めて、52施設となっている。

これらの施設は、少年院として新設されたものもあれば、前身の少年保護施設や旧軍の施設を転用するなどして、戦後の物資不足の急場をしのぎ、あるいは、その後の社会事情の中で改修・改築がなされて今日に至り、多くは逐次近代的な建築に生まれ変わっている。矯正教育の基本として少年が生活する寮舎や、社会復帰のための教育訓練を行う教室などとの関係も、年代を経て変化してきている。寮舎は、戦後の「寝る場所・雨露を防ぐ宿泊所」から「集団生活の中で基本的な生活指導を行う空間」として位置づけられ、昭和40年代後半には、寮舎と教室をあえて離れた配置により「通学」という概念が導入され、その後、集団生活が基本の寮舎も定員4人の相部屋居室と個室を適当数組み合わせ、寮内における様々な指導に対応できるように工夫され、寮内の採光と空間的広がりを確保するために光庭が設けられ中庭を中心に寮舎や教室棟を配置することで移動空間を多様化するなど、単調になりがちな日々の生活に変化をもたらせるような工夫がなされたりしてきた。施設は教育・処遇の基盤であり、一旦設置されると半世紀以上の耐久性をもって存在し続けることになる一方、そこに収容される少年たちの特質は時代とともに変化する。柔軟な対応も可能な配置、構造、デザインであることが求められるが、私が実際に見学した多摩少年院は一番古い校舎であり、建物の老朽化や施設の不便さが目立つと感じた。

3. 通常の学校教育との比較

(1) 少年院教育の仕組み

少年院の矯正教育の仕組みについて説明する。少年院は改善更生に必要と見込まれる処遇期間に応じて短期処遇と長期処遇に分かれ、実施される教育内容などに応じて、短期処遇には特修短期のほか、短期教科教育・短期生活訓練、また長期処遇には、生活訓練・職業能力開発・教科教育・特殊教育・医療措置という教育コースが準備されている。少年院

送致と決まった少年は、これらのどれかに送致されて矯正教育を受けることとなっている。少年院におけるその教育は、入院から出院まで、新入時教育（導入・オリエンテーション等）・中間期教育（本格的教育指導）・出院準備教育（社会生活を目前にした、いわば仕上げの教育指導）という流れの教育課程が編成されていて、一人一人について、いわばオーダーメイドで作成される個人別の矯正教育計画に沿って、一人一人に設定される教育目標を達成するよう様々な教育内容・方法が展開されている。

(2) 私語禁止

私は少年院と学校とは根本的に違うと考えている。「教育」という部分では同じであるが、少年院に入る少年たちは私たちが当たり前のように育ってきた環境をまず知らない子も多い。一例をあげると、毎日歯磨きをするなどの日常生活の当たり前は親から教わるものだがそれを出来ない子。学校に行っておらず、字が読めない・書けない子や自分の思いを上手く言葉にできない子。そういう子も含めて、それぞれの少年に合わせた教育、基本の“き”から教える教育機関だと考えている。また、他にも異なる点がある。罪を犯したことを“矯正教育”する場であるのだから、当たり前のことだが自由の制限がある。ただ、規制が厳しすぎるという点について私は疑問を持っている。今回は観点を一つ絞って考えてみたい。少年院の規則の一つに、「私語禁止」がある。作業中とか食事中に限らず「原則すべての私語が禁止されているのだ。本来、刑務所は受刑者に「刑罰」を与える場であり、少年院は少年に「教育」を行う場である。刑務所は「刑務作業」が罰となるため、その作業が終われば自由な時間が与えられることになっており、その間に受刑者同士が雑談をすることも許されている。ところが、「教育」が目的の少年院では「すべての時間が教育に充てられる」という建前から、少年の自由度は極端に制限されているのだ。そのため、教官の許可なしには、誰とも会話をしてはならず、清掃などの際に必要な会話も、その都度許可をもらわなければならない。非人間的な扱いに思われるかもしれないが、少年院側からすれば「教育」以外の意味もある。刑務所では多くの場合、受刑者同士が「出所後の犯罪計画」を語り合うといったことが珍しくない。少年院でも私語を許せば、このようなことが起こる可能性は高い。また、少年の間で力関係が生まれ「タテの関係」が形成されることで、いじめなどが生じることもリスクとしては考えられるという。他にも、ささいなことだが、私たちが普段使っているホッチキスも使用が禁止されている。実際に少年院で教科指導を10年間行っていた高橋一雄氏は、授業中生徒に背中をむけないことや、ホッチキスの針が危ないため使用禁止なこと、他にも授業中に些細なことにまで気をつけ、緊張感の中で授業を行っていたと述べている。¹

¹ 少年院で数学を教えた先生が見た学校との違い,東洋経済
<https://toyokeizai.net/articles/-/580349> (2024年1月15日閲覧) 参照・

このように考えれば、私語禁止もやむを得ないと思う方も多いただろう。しかし、私は厳しすぎる規則には問題点もあると考えている。私語禁止が当たり前になっていた少年が社会に出てから、上手く人と付き合っていけるのか。私語禁止のほかにも、こんなにも沢山の規則の中で生活した後の出院後の生活に反動が来るのではないか。私語禁止により、少年たちは法務教官の指示に従う。人の指示があつて動き、指示がないと動けない指示待ち人間になってしまう。そうすると、社会に出てから自分の気持ちを素直に表現できなくなる。結局、少年たちは、非行をしないような新しい人間関係をつくることができない。そうなると、非行をしていた頃の悪い人間関係に戻るといふ悪のサイクルに陥る。もちろん、少年院で自由を謳歌させる必要は全くないが、私語を禁止し、過度に感情を抑圧する生活を強いることは「罰」としては意味があつても、「教育」としては逆効果ではないだろうか。

4. おわりに

少年院は、少年院法第一条により、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的としている。私が見た多摩少年院では、真夏でも部屋にクーラーはなく、お風呂は週に3回だけなどという過酷な日常、また教官の方も夜勤の際はトイレの回数を出来るだけ減らして生徒を見るものがない状況がないように工夫をされていた。私はどうしても少年院は社会復帰、更生を試みる場であるのに、非人道的ではないのかと考えてしまうのである。たしかに、罪を犯し、人を傷つけた少年も中にはいるだろう。被害者の立場を考えたらこの意見は揺らいでしまいそうなものであるが、このような厳しい規則が沢山ある中の生活では、やはり教官の指導の仕方の工夫や生徒の心を開いて反省させ、いかに更生に導けるかが肝となってくるのではないか。少年院に入る少年は心に傷を負っている子や障がいを持っている子、障がいにそもそも気づかれてこなかった子もいる。難しい環境の中で、少年たちの社会復帰、復帰してからの生活に出来るだけ困らないような教育が出来る少年院になれば良いと考えている。

参考文献

昭和 55 年版 犯罪白書、〈<https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/21/nfm/mokuji.html#157>〉、
(2023 年 12 月 29 日閲覧) 参照。